

## 1. 「規制改革ホットライン」の趣旨

環境や技術変化に対応した規制改革をタイムリーかつ着実に進めるため、広く国民や企業等から規制改革に関する提案を受け付ける「規制改革ホットライン」を設置する（平成 25 年 3 月 22 日）。

## 2. 「規制改革会議ホットライン対策チーム」の設置及び構成

提案内容の検討にあたり、迅速かつ的確に処理することを目的として、新たに「規制改革会議ホットライン対策チーム」を設置する。

ホットライン対策チームの構成は、座長、座長代理のほか、各ワーキング・グループより 1 名ずつの参加（原則、座長代理）を得ることとし、相互に密接な連携・協力関係を図るものとする。

## 3. 提案の取扱いについて

(1) 受け付けた提案は、内閣府規制改革推進室において、事実関係の確認及び精査等を行った上で所管省庁への検討要請事項を選定する。概ね 2 週間ごとに所管省庁に検討要請を行うとともに、直近の規制改革会議に内容を報告する。

報告にあたっては、ホットライン対策チーム座長の了承を得て、各ワーキング・グループに分類する。

(2) 規制改革推進室は、検討要請日より原則 2 週間後をめどに所管省庁から回答を求めるとし、直近のホットライン対策チームに報告する。

ホットライン対策チームは、

ア) 所管省庁に再検討を要請する事項の有無について検討し、

イ) 各ワーキング・グループで検討すべき事項（緊急重要案件は規制改革会議）を区分した上で、規制改革会議に報告する。

規制改革会議は、

ウ) 緊急重要案件と判断した事項は自ら検討（必要に応じ対策チームに論点整理を指示）するとともに、それ以外の事項は各ワーキング・グループに検討を指示し、

エ) 併せて、これらの事項の再検討を所管省庁に要請する。

その後、規制改革会議及び各ワーキング・グループは、

オ) 所管省庁と折衝し、事項の処理に取り組む。

(3) ホットライン対策チームは、所管省庁から回答がない場合においても、提案内容の重要性などから、早期に検討を要すると認められる事項については、所管省庁の回答を待たず検討に着手する旨を規制改革会議に報告。その場合の手順は(2)のイ)ウ)に準ずる。

(4) 各ワーキング・グループでの処理結果については、規制改革会議に報告する。

(5) 規制改革会議は、自らの検討結果及び各ワーキング・グループからの報告を受け、改善措置を図る必要がある事項について答申に盛り込む。なお、所管省庁が自ら実施とした事項は迅速な対応を求める。

(6) 規制改革推進室は、

①所管省庁からの検討結果（更に精査・検討を要すると認められる事項について、規制改革会議（各ワーキング・グループ）において対応する旨を付記）

②規制改革会議の審議結果、

③所管省庁が講じた措置の内容（講じようとする措置の内容）、

について、内閣府ホームページで公表する。

# 「規制改革ホットライン」に寄せられた提案の取扱いについて(改定案)



